

## 子ども手当について

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子ども一人に月額1万3千円を保護者等に支給する制度です。

平成23年4月～9月までの6か月間はこれまでと同じ金額が引き続き支給されることになりました。

**支給金額**子ども一人につき月額1万3千円

**支給対象となる子ども**0歳～中学校卒業まで

**振込月**6月（2月分～5月分）、10月（6月分～9月分）

今年の3月まで子ども手当を受給されている方は、原則、手続きの必要はありません。

**申請手続きが必要な方**

▼出生などにより新たに養育する子どもができた方

▼すでに受給していて、他

当を受給されている方は、原則、手続きの必要はありません。

**解をお願いします**

市では、子ども手当の趣旨のものに、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等などの納入をお願いしています。

**問合せ**子育て支援課子育て支援係 551-1737

の市町村から引っ越しをされた方

※公務員の方は勤務先での手続きとなりますので、ご確認をお願いします。

申請した翌月分からの支給となりますので、手続きがお済みでない方はお早めにお願いします。

## 【現況届について】

6月の現況届の提出は不要です。ただし、10月に届け出・申請などが必要となることがあります。

**寄附について**

あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

**【子ども手当の趣旨にご理解をお願いします】**

市では、子ども手当の趣旨のものに、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等などの納入をお願いしています。

**女性悩みごと相談**

自分自身の生き方にすること。家族関係や職場の人間関係のこと。夫や恋人からの暴力など、女性が抱えるさまざまな悩みごとの

**問合せ**羽村市との共同事業「女性悩みごと相談」 323

話もあります。5月のテーマは「母乳について」です。

**主催**西多摩助産師会 323

『助産師からのちょこっと

話』もあります。5月のテーマは「母乳について」です。

**問合せ**森田助産院 551-0

福生市からのお問い合わせ

でもお子さん連れでも、どうぞ気軽にお越しください。時間内は出入り自由です。

**【福生市】**1日(水)・15日(水)・29日(水)

午前9時～午後1時30分～4時30分

**【羽村市】**1日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水)

午後1時30分～4時30分

**【市役所】**1階相談室

前9時～午後1時30分～4時30分

**【福生市】**8日(水)・22日(水)

午前9時～午後1時30分～4時30分

**【羽村市】**8日(水)・22日(水)

午前9時～午後1時30分～4時30分

**【市役所】**1階相談室